

# ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第16号 発行日：平成27年11月2日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

もしかしたら、水俣病なのではないかとずっと  
気になっていましたが、怖くて、そのことを誰  
にも言ったことはありませんでした。

熊本訴訟第9陣提訴後報告集会での原告の意見陳述より

去る平成27年10月20日、熊本地方裁判所において、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の第9陣原告155名が提訴しました。熊本訴訟原告団は、今回の提訴で合計1,156名となりました。

第9陣原告の平均年齢は66.6歳。40代から90代までの男女で、原告の中には、特措法のいわゆる対象地域外の方が99名含まれています。また、特措法に申請していない方が109名含まれています。

提訴前の門前集会は、原告団長の挨拶、支援の方の連帯挨拶及び弁護団事務局長からの挨拶があり、団結ガンバローで締めくくられました。

その後、訴状を裁判所に提出し、第9陣原告155名の闘いが始まりました。

提訴後に行われた報告集会では、森正直原告団長から、1000名を大きく超えた原告数になったことはみんな嬉しむたいが、これは通過点でしかないこと、原告の被害は健康被害ではなく、人生そのものが大きく傷つけられた被害である、との挨拶がありました。

その後、駆けつけてくださった来賓の日本共産党芋生よしや氏及び同党の熊本県会議員である山本伸裕氏を代表して、山本氏から連帯のご挨拶がありました。

山本氏は、今年9月の県議会で蒲島熊本県知事に対して水俣病関連の質問をしたところ、蒲島知事から、特措法は水俣病だとは認められないが地域の紛争解決のために救済をするものであると回答され、被害者をニセ患者扱いされたことが許せないと挨拶されました。

今回新たに原告となった鹿児島県出水郡長島町の70代の女性は、小さいころから動作が遅かったり手先を思うように動かせなかったりして自分の体をもどかしく思い、もしかしたら自分も水俣病なのかもしれないとずっと気になっていたが、そのことは怖くて誰にも話せなかった、平成24年に最後の機会だと思って特措法に申請したが非該当となり納得がいかないと涙ながらに訴えました。

最後に、園田昭人弁護団長から、熊本県は健康調査をするべきだと国に申し入れをし、特措法の異議申立てを受け付けるべきであるとの報告がありました。また、来年水俣病公式発見から60年を迎えるにあたり、県知事選では県知事が水俣病とどのように向き合っていくのかが争点となるべきだと強く訴えました。



(提訴の様子)

## 近畿訴訟第3回弁論が行われました！

第3回弁論期日において、原告1名が意見陳述をおこない、水俣病の苦しみを訴えました。裁判官も、原告の顔を見ながら、熱心に傾聴していました。その後、中島宏治弁護士も、病像論に関する意見陳述をおこないました。

口頭弁論後の進行協議にて、今後の進行等について確認がなされました。進行協議の後の報告集会では、弁護団から、口頭弁論の解説や進行協議の内容などを報告しました。



### \*とある弁護団員のヒトリゴト\*

「すべての水俣病被害者の救済を目指して」。もう2度と水俣病被害救済の裁判を起こすことのないような救済制度の確立を目指して、「ノーモア・ミナマタ」と名付けたこの訴訟が、1日でも早く終了することを願いながら、現在、弁護団は、各地域の魚介類の摂取状況に関する立証を進めています。

「当時の行商人さんの居場所を知っているよ！」「うちには漁協の広報誌みたいな古い資料があるよ！」など、お心当りのある方は、ぜひ患者会や世話人さんにお知らせくださいね。

(熊本弁護団・藤井祥子)

### 【今後の予定】

11月16日	熊本訴訟第13回弁論
11月27日	東京訴訟第5回弁論
2月10日	近畿訴訟第4陣弁論

## 東京訴訟第4回弁論が行われました！

これまで要求してもなかなか意見陳述を認めなかった裁判所も、前々期日後の進行協議で「これだけの傍聴人が来ているのだから、意見陳述の必要性はわかります」と述べ、今回、わずかな時間でしたが、原告被告双方に意見陳述をすることを認めました。傍聴支援の大きな成果です。本期日でも160の方が傍聴抽選に選ばれました。

法廷での意見陳述には、岩崎真弓弁護士が立ち、「本件の原告全員が医師から『水俣病』と診断されている。しかも『地域外』といわれる地域の出身者が4人もいる。行政の行ってきた線引きがいかにも不合理か」と鋭く被害を告発しました。

期日後の報告集会では、東圭介弁護士が、多数の傍聴人が詰めかけたことを背景に、裁判所は今回ようやく意見陳述を認めたこと、意見陳述では行政の不当な線引きによって被害が隠されたことを指摘したことなどが報告されました。参加していた熊本弁護団の池田泉弁護士からは、160人を超える傍聴支援の力に驚いたという意見が述べられました。

その後、進行協議から戻った尾崎俊之弁護団長から、「裁判長が今日の意見陳述を褒めていた」、「次回期日に原告代表1名の意見陳述が認められた」と進行協議期日の報告がありました。

### すべての水俣病被害者救済に向けて

**ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。**

**みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。**

**また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。**

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本市中央区京町1丁目12番2号京町会館2階

熊本共同法律事務所内(担当 永野)

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索